

近江八幡市告示第104号

近江八幡市子どもの生活・学習支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市子どもの生活・学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭、父母に代わって児童を養育する養育者家庭並びに低所得子育て世帯（以下「ひとり親家庭等」という。）の子どもに対して、基本的な生活習慣及び学習習慣の習得のための支援等を行うことにより子どもの生活の向上を図ることを目的とする近江八幡市子どもの生活・学習支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業を適切、公正及び中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人その他市長が適当と認める団体（以下「事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業者は、事業の対象となる児童（以下「支援対象児童」という。）の状況に応じて次に掲げる支援を組み合わせ実施するものとする。

- (1) 支援対象児童の学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習支援
- (2) 支援対象児童への基本的な生活習慣の習得支援
- (3) 保護者に対する養育支援及び相談支援
- (4) 食事の提供
- (5) その他事業の目的の達成に資する事項

(支援対象児童)

第4条 支援対象児童は、本市に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する児童とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当を受給している世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
- (3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項に規定する生活困窮者自立相談支援事業による市の支援を受けている世帯
- (4) その他市長が必要と認めた世帯

2 前項の規定にかかわらず、事業の申込時において支援対象児童であった者が年度の途中で前項各号に規定する要件に該当しなくなった場合であって、既に事業の利用を開始している者かつ市内に居住する者は、当該年度内に限り支援対象児童とみなす。

（利用の申込み）

第5条 事業の利用を希望する支援対象児童の保護者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類を市長へ提出するものとする。

- (1) 申込者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 支援対象児童の氏名及び生年月日
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意
- (4) その他市長が必要と認める事項

（利用期間）

第6条 事業の利用期間は、原則として4月から翌年3月までとする。ただし、年度の途中で利用を開始した者については、当該年度末までとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象児童の数が、事業を実施する施設の定員に達していない場合は、さらに1年間利用期間を延長できるものし、定員に達している場合は、市において支援対象児童の選定を行い事業者へ通知するものとする。

（利用の決定）

第7条 市長は、第5条の申込みを受理したときは、速やかに審査し、及び利用の可否を決定し、次に掲げる事項を記載した書類により申込者に通知するものとする。

- (1) 支援対象児童の氏名
- (2) 利用期間
- (3) その他市長が必要と認める事項
(利用料等)

第8条 事業者は、前条の規定により、利用の決定を受けた申込者（以下「利用者」という。）から利用料又はその他の事業の実施に要する費用を徴収してはならない。

(事業の実施体制)

第9条 事業者は、事業の実施に当たっては、次に掲げる職員を置くものとする。

- (1) コーディネーター
- (2) 管理者
- (3) 支援員
(支援員の選任等)

第10条 支援員は、次に掲げる要件を満たした者から選任するよう努めなければならない。

- (1) ひとり親家庭等の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すること。
- (2) 子どもに対して適切な生活支援及び学習支援ができること。

2 支援員の選考に当たっては、ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の不安及びストレスに配慮できる者（ひとり親家庭等の支援に携わり支援の経験及び知識を有する者等）を優先するように努めなければならない。

3 事業者は、支援員に対し、より効果的な個別学習支援を行うため、次に掲げる内容の研修を実施するよう努めなければならない。

- (1) 学習指導に関する研修
- (2) 基本的な生活習慣に関する研修
- (3) ひとり親家庭等の特性に関する研修
(利用の中止)

第11条 市長は、次に掲げる場合は、事業者と協議し、事業の利用の中止（以下「利用中止」という。）を決定することができる。

- (1) 利用者が利用中止を申し出た場合
 - (2) 他の利用者に支障を及ぼすおそれがあると認められる行為を行い、指導したにもかかわらず、なおその状態が改善されない場合
 - (3) 市外に転出した場合
 - (4) その他事業の利用が困難と判断した場合
- 2 利用者は、利用中止をするときは、次に掲げる事項を記載した書類を市へ提出するものとする。

- (1) 利用者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 支援対象児童の氏名及び住所
- (3) 利用中止をしようとする日
- (4) 利用中止する理由

- 3 市長は、利用中止を決定した場合は、次に掲げる事項を記載した書類を利用者及び事業者へ通知するものとする。

- (1) 支援対象児童の氏名及び住所
- (2) 利用者の氏名及び住所
- (3) 利用中止の日
- (4) 利用中止の理由

(事業計画)

- 第12条 事業者は、事業の実施にあたっては、あらかじめ事業計画を作成しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 事業者は、月ごとの事業の実施状況等について、次に掲げる事項を記載した書類を当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者の職及び氏名
- (4) 連絡先
- (5) 支援対象児童の氏名

- (6) 事業の実施日
- (7) 事業の実施回数
- (8) その他市長が必要と認める事項
(報告又は調査)

第14条 市長は、必要に応じて、事業の遂行について、事業者から報告を求め、又は実地に調査することができる。

(安全管理)

第15条 事業者は、事業の実施にあたっては、常に危険を防止する措置を講ずるとともに、事故、災害等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう安全管理に努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 事業者は、事業を遂行する上で知り得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報保護の周知徹底及び漏洩防止の対策を十分に講じなければならない。

2 事業者は、利用者及び支援対象児童の個人情報を電子データで管理してはならない。ただし、事業を遂行する上で必要があると認められる場合には、管理するデータ内容及び保管方法等を明確にし、あらかじめ市長の承認を得て行うことができる。

3 前2項に規定する個人情報の取扱いについては、事業の終了後も同様とする。この場合において、前項に規定する電子データは、必要かつ不可欠なものを除き、消去の措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第17条 事業の実施にあたっては、第1条に規定する目的を実現するため、必要に応じて市及びその他の関係機関で情報を共有し、連携を図るものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。